

『至上約款により摂取された Hague Rules に基づく責任限度額が準拠法により適用される Hague Visby Rules に基づく限度額より高額の場合、いずれの限度額が適用されるか?』

Yemagas Fzco and others v Superior Pescadores S.A. (The "SUPERIOR PESCADORES") [2014] EWHC971 (Comm)

【事案】

“SUPERIOR PESCADORES”の船主は、BelgiumのAntwerpからYemenのBalhafまで、液体天然ガス施設建設用の機械を海上輸送したところ、Biscay湾の横断中に貨物の一部が損傷し、荷主に360万米ドルを超える損害が生じた。船主は6通の船荷証券を発行したが、各船荷証券の裏面には以下の「至上約款」が規定されていた。

1924年船荷証券統一条約により規律されるHague Rulesが船積み国で立法化されている場合には本契約に適用され、船積み国でそのような法律が発効していない場合、目的地における相応の法律が適用されるが、そのような法律が強制的に適用されない運送については、上記条約が適用される。

船主および荷主は、後に、本件貨物損害賠償請求について、準拠法を英国法、裁判管轄地を英国とすることに合意した。1971年英国COGSAは、船積み国がHague Visby Rules (以下「HVR」という)の締約国である場合には、同Rulesが適用されると定めているところ、船積み国であるBelgiumはHVRの締約国であった。本件船荷証券6通中には、①証券に記載された全ての包につき、Hague Rules (以下「HR」という)に基づく責任限度額がHVRに基づく限度額よりも高くなるものや、②HRに基づく限度額の方が高額となる包とHVRに基づく限度額の方が高額となる包が混在するものが含まれていた。荷主は船主に対し、それぞれの包につきHRに基づく限度額またはHVRに基づく限度額のうち、いずれも高い方の金額による請求を行った。船主は、HVRに基づく限度額(約40万米ドル)までの責任を認め、同額を支払った。これに対し、荷主は、①の場合と②の場合とを問わず、HRに基づく限度額がHVRに基づく限度額より高額となる包につきHRに基づく限度額が妥当すると主張し、更に約20万米ドルの追加支払を求めた。

【判決】

まず、本至上約款の「船積み国で立法化されているHR」にはHRを改正したHVRが含まれ、船積み国であるBelgiumがHVRの締約国であることから、HRではなくHVRのみが摂取されるのが争われたが、先例としての判決例に依拠してHRが摂取されていると判示した(The Happy Ranger [2001]2Lloyd's Rep 530他)。

次に、HRによる限度額がHVRに基づく限度額より高額の場合、荷主はHRに基づく限度額の賠償を受けることができるかが争われた。この点、限度額を増額する合意はHVR4条5項(g)により認められているが、減額する合意は同3条8項により無効となる。船主は、HRの定める1包または1単位あたり100スターリング・ポンドというHVRに基づく限度額よりも高くもなり得るが、低くもなり得る限度額の合意をHVR4条5項(g)は認めていないと主張したが、HVRより高額をもたらす限度額の公式を合意することは、たとえ為替変動等により限度額が変動しようとしても許されるものであり、HVRに基づく限度額より確定的に高額となる限度額の合意のみが許されるわけではないと判示した。しかし、そうだとした場合でも、HVR締結国であるBelgiumが船積み国であった本件では、船主と荷主はHRを適用しないものとして理解し、HRを摂取する至上約款を実際には無視することができるものとし、至上約款によって、HVRの適用を制限し、HRを適用することを船主と荷主が意図していたとは想定し難いと判示した。また、通常、1つの運送契約に同時に2つの異なる規定と2つの異なる責任制限を適用することを意図することはなく、2つの制限制度のいずれか自己に有利な方を採用するという荷主の「pick and mix」手法に合理性は認められないと判示した。したがって、本件に適用されるのは、HVRによる責任限度額であるとし、荷主の請求を棄却した。

【コメント】

本判決では、HVRが適用される船荷証券において、当事者がHRの規定する責任限度額を合意することは理論的には可能であり、その限度額がHVRによる限度額より高額な場合には有効とな

ることを示したうえで、本件においては、運送契約当事者の意思を合理的に解釈して、HRによる限度額の適用はないとしている。後日の紛争回避のため、至上約款の規定の仕方についても慎重に検討すべきであろう。 ■

補足

Hague Rulesにおける責任限度額について 第4条 5.

運送人及び船舶は、いかなる場合においても、物品の又は物品に関する滅失又は損害については、**1包又は1単位につき100スターリング・ポンド**又は他の通貨によるこれと同等の額を超えて責任を負わない。ただし、当該物品の性質及び価額が荷送人により船積み前に通告され、かつその通告が船荷証券に記載されている場合は、この限りではない。

船荷証券に記載された前記の通告は、反証がない限り、推定の証拠となるが、運送人は、その通告を

争うことができる。

運送人、船長又は運送人の代理人と荷送人との間の約定により5に定める額とは異なる最高額を定めることができる。ただし、その協定最高額は、前記の額より少なくしてはならない。

運送人及び船舶は、荷送人が船荷証券中の物品の性質又は価額に関し故意に虚偽の通告をしたときは、いかなる場合においても、物品の又は物品に関する滅失又は損害について、責任を負わない。

Hague Visby Rulesにおける責任限度額について (一部抜粋) 第4条 5.

(a) 物品の性質及び価額が、荷送人により船積み前に通告され、かつ、その通告が船荷証券に記載されている場合を除くほか、運送人及び船舶は、いかなる場合においても、当該物品の又は物品に関する滅失又は損害については、**1包若しくは1単位につき666.67計算単位又は滅失若しくは損害に係る物品の総重量の1キログラムにつき2計算単位**のいずれか高い方の額に相当する額を超えて、責任を負わない。

(d) この条にいう計算単位は、国際通貨基金の定める特別引出権とする。(a)の規定による金額は、訴訟が係属する裁判所の属する国の法令で定める日におけるその国の通貨の価値を基準として、その国の通貨に換算する。

国際通貨基金の加盟国である国の通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金の操作及び取引のために国際通貨基金の適用する評価方法であって換算の日において効力を有しているものにより計算する。国際通貨基金の加盟国でない国の通貨の特別引出権表示による価値は、その国の定める方法により計算する。

国際通貨基金の加盟国でなく、かつ、自国の法令により前期の規定を適用することのできない国は、1979年の議定書の批准若しくは同議定書への加入の時に又はその後いつでも、自国の領域において適用するこの条約にいう責任の限

度額を次のとおり定めることを宣言することができる。

(i) (a)にいう**666.67計算単位**については、**1万貨幣単位**

(ii) (a)にいう**2計算単位**については、**30貨幣単位**

(i)及び(ii)にいう貨幣単位とは、**純分1000分の900の金の65.5ミリグラムから成る単位**をいう。(i)及び(ii)の規定による金額の当該国の通貨への換算は、当該国の法令の定めるところにより行う。

前期の規定による計算及び換算は、(a)において計算単位で表示されている金額と可能な限り同一の実質価値が当該国の通貨で表示されるように行う。

当該国は、計算の方法又は換算の結果を、1979年の議定書の批准書又は加入書を寄託する時に寄託者に通報する。当該国は、また、当該計算の方法又は当該換算の結果が変更された場合にはいつでも、その変更を寄託者に通報する。

(g) 運送人、船長又は運送人の代理人と荷送人との間の約定により、(a)に定める額と異なる最高額を定めることができる。ただし、そのように定められる最高額は、(a)に定める最高額を下回るものであってはならない。

特別引出権 = SDR 1SDR = 157.074円 (6月17日時点)